

教育学の視点から捉える社会的養護

西本佳代

1. はじめに

本稿の目的は、児童養護施設入所経験者の大学進学を事例として、「子どもと社会的養護」をめぐる諸相の一端を明らかにすることである。

「子どもと社会的養護」と題されたテーマセッションにおいて、筆者に課せられたのは、教育学の立場から、社会的養護について言及することであった。しかしながら、一口に「教育学の立場から」といっても、それが含む範囲はかなり幅広い。例えば、社会的養護を児童養護施設に限定した場合でも、Ciniiで検索すれば、児童養護施設における学習支援、性教育、特別支援教育、児童養護施設と学校との関係構築等、多様なトピックが見つかる。これらのトピックを網羅することは、今回のテーマセッションで筆者に与えられた報告時間では許されそうになかった。そこで、「教育学の視点から捉える社会的養護」というタイトルにしては限定された話になってしまうが、筆者がこれまで調査分析を進めてきた、児童養護施設入所経験者の大学進学について報告させていただくことにした。

児童養護施設入所児童の教育機会は、ながく高校進学問題として語られてきた。一般生徒と比較して児童養護施設入所児童の高校進学率は著しく低く、それを上昇させることが目指されてきたのだ。しかし、近年、児童養護施設入所児童の高校進学率が上昇し、徐々に大学進学についても問題視されるようになった。児童養護施設入所経験者の中でも大学に進学する者は約1割と少ない。その進学率を上昇させることが、諸施策において求められている。

一方、大学に進学する児童養護施設入所経験者の数が少ないこともあり、その実態はこれまでほとんど明らかになっていなかった。そこで、筆者は、①大学に通っている児童養護施設入所経験者（大学生）、②大学を卒業した児童養護施設入所経験者（社会人）、を対象とした調査を2012年以降行ってきた。本稿では、これらの結果を紹介しながら、児童養護施設入所経験者の教育機会について考える。

以下では、問題の枠組み（第2章）として、児童養護施設で育った子どもたちの高校進学率・大学等進学率の推移（第2章第1節）、「子供の貧困対策に関する大綱」での語られ方（第2章第2節）を確認した後、調査結果（第3章）を紹介し、おわりに（第4章）において、教育学の立場から社会的養護について若干の考察を行いたい。

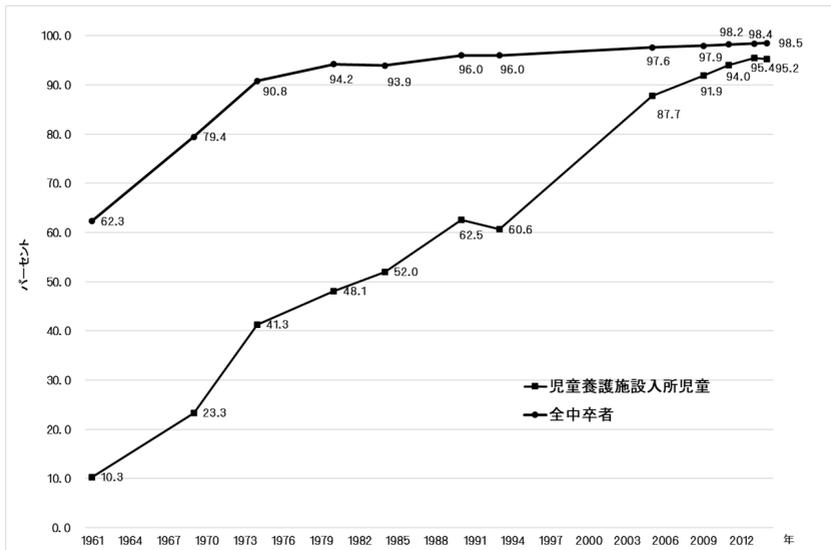
2. 問題の枠組み

2-1. 児童養護施設で育った子どもたちの高校進学率・大学等進学率の推移

まず本節では、児童養護施設で育った子どもたちの高校進学率・大学等進学率の推移を確認したい。先述の通り、児童養護施設入所児童の教育機会は、ながく高校進学問題として語られてきた。その問題提起の書として知られるのが、小川利夫らの『ぼくたちの15歳—養護施設児童の高校進学問題』（1983年）である。当時、児童養護施設入所児童は、義務教育修了年限である15歳の時点で、進学か就職か選択を迫られた。進学であれば、措置継続となり、そのまま児童養護施設で生活することが可能だが、就職であれば、基本的には退所を余儀なくされた。15歳での自立という厳しい現状について訴え、児童養護施設入所児童の進路保障について検討するよう呼びかけたのが本書である。

図表1は、児童養護施設入所児童の高校進学率の推移を示したものである⁽¹⁾。『ぼくたちの15歳—養護施設児童の高校進学問題』が出版された当時、児童養護施設入所児童の義務教育後の進学率は52.0%、就職率は48.0%であった（値は1984年のもの）。一般家庭児童の進学率93.9%、就職率6.1%と比べると大きな開きがあることが確認できる。その進学率が、2014年には95.2%となり、一般家庭児童の進学率98.5%と大差ないところにまで上昇する。

こうした児童養護施設入所児童の高校進学率上昇の背景には、助成金が大きな役割を果たしたといわれる。1973年の通達「養護施設入所児童等の高等学校への進学の実施について」において、公立高校への進学に対して助成金が支払われるようになった。また、1988年には、私立高校への進学も助成の対象となった。これらの後押しを得て、児童養護施設入所児童の高校進学率は徐々にではあるが、上昇した。



図表 1. 児童養護施設入所児童の高校進学率の推移

こうした戦後の児童養護施設入所児童の高校進学について、伊部（1995）は、大きく三つの時期にわけて説明する。まず、第Ⅰ期「職業指導」期（1945～59年）では、中学校卒業後は施設を退所して住み込み就職をするのが一般的であり、高校進学は「学力」や「能力」があり、経済的にも進学に問題がなく、施設や学校からも推薦されている等の特殊な場合においてのみ可能であった。続く第Ⅱ期「進路指導」萌芽期（1960～73年）では、進学は依然として「学力」や「能力」のある児童に限定されていたものの、一般生徒との比較において“施設からの高校進学”が強調されるようになり、「進路指導」の必要性が認識されるようになった。それが、第Ⅲ期「進路指導」展開期（1974～93年）に入ると、

一般生徒の高校進学率は 90%を超え（1974 年）、児童養護施設で過ごす子どもたちの高校進学も「学力」や「能力」のある者だけに限定されなくなってきた。このように、児童養護施設で過ごす子どもたちの高校進学は、一般生徒の進学率上昇に呼応する形で、一部の「学力」や「能力」のある生徒を対象とした問題から、施設で生活するすべての子どもたちの権利として認識されるにいたったという。

高校等への進学機会は、児童養護施設で過ごすすべての子どもたちに保障されるべきと考えられ、実際に多くの子どもたちが手にするところとなった。他方、大学等への進学については、現時点ではまだそのような状態にはいたっていない。厚生労働省（2017）によると、児童養護施設入所経験者の大学等進学率は、2011 年度の 11.0%（169 人）から 2015 年度の 12.4%（226 人）まで約 1 割を維持しており、全高卒者の大学等進学率約 5 割と比べると大きな開きがある。では、この大学等進学率の何が問題とされるのか、続いて「子供の貧困対策に関する大綱」での語られ方を確認しよう。

2-2. 「子供の貧困対策に関する大綱」での語られ方

「子供の貧困対策に関する大綱」は、平成 26 年 1 月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」をうけて制定された。この大綱では、「貧困の状況にある子供」のひとつとして、児童養護施設の子どもが取り上げられている。そして、「子供の貧困に関する指標」の中で、児童養護施設の子どもの大学等進学率 12.3%は、生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 19.2%、ひとり親家庭の子どもの大学等進学率 23.9%と共に改善されるべき値として示されている。

この指標を改善させるために必要とされる重点施策「(4) 大学等進学に対する教育機会の提供」には、次のように書かれている。（下線は筆者による。以下同様。）

（高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実）

高等教育段階においては、授業料等に加え、特に地方から就業機会の豊富な都市部の大学等に進学する場合には、住居費等の経済的な負担が大きい。意欲と能力のある学生等が経済状況にかかわらず修学の機会を得られるよう、無利子奨学金制度の充実を図る。また、奨学金の返還

月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に関する検討を進める。さらに、学生宿舎の整備が円滑に行われるよう、各大学等の計画・要望に応じた整備手法に関する情報提供などを行う。

(国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)

意欲と能力のある学生が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、引き続き大学等の授業料減免などにより、学生の修学支援を推進する。また、意欲と能力のある専門学校生が経済的理由により修学を断念することがないよう、専門学校生に対する経済的支援策について総合的な検討を進める。

ここで記載されているのは、「意欲と能力のある学生」が、「経済的理由により修学を断念」することが問題だということ、そして、それを防ぐために、奨学金制度の充実、学生宿舎の整備、授業料減免が必要だ、ということである。伊部（1995）では、児童養護施設入所児童の高校進学が、一般生徒の進学率上昇に呼応する形で、一部の「学力」や「能力」のある生徒を対象とした問題から、施設で生活するすべての子どもたちの権利として認識されるにいたったことが示された。それと比べると、大学等進学については、いまだに、一部の「意欲と能力のある学生」の問題として扱われていることが確認できる。また、その問題克服のために、金銭的支援や物的支援が必要とされていることも上記の記載からはうかがえる。

もう一か所、記載内容を確認しておきたい。そもそも、子どもの貧困対策はなぜ必要とされるのか。「子供の貧困対策に関する基本の方針」では次のように述べられている⁽²⁾。

1 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。

子供の貧困対策は、法律の目的規定（第1条）にもあるとおり、貧困の世代間連鎖を断ち切ることを目指すものであるが、それとともに、我が国の将来を支える積極的な人材育成策として取り組むということが重要である。国民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていきけるようにするとともに、一人一人の活躍によって活力ある日本社会を創造していく、という両面の要請に応えるものとして子供の貧困対策を推進する。

子どもの貧困対策は、「貧困の世代間連鎖の解消」と「積極的な人材育成」の視点から必要とされるという。先に確認したとおり、「貧困の状況にある子供」のひとつとして、児童養護施設の子どもが取り上げられ、彼・彼女たちの

大学等進学率の低さが問題視されている。これら二つの記述をあわせて考えると、児童養護施設で育った子どもたちの大学等進学率の低さは、貧困の世代間連鎖を招くという点、積極的な人材育成が阻まれるという点からも問題視されているといえることができるだろう。

確かに、「貧困の世代間連鎖の解消」と「積極的な人材育成」は重要だろうし、「意欲と能力のある学生」が経済的理由により修学を断念することも問題だろう。その一方、大学に進学した児童養護施設入所経験者たちを対象とした調査を続けていると、「子供の貧困対策に関する大綱」で想定されている学生像や包摂モデルに違和感を持つのもまた事実である。大学に進学した児童養護施設入所経験者は、「意欲と能力のある学生」、すなわち金銭的補助以外には何のサポートも必要としない学生ばかりではない。加えて、「意欲と能力のある学生」ゆえに抱えるジレンマも、インタビュー調査を行う中で見えてきた。そこで第3章では、筆者がこれまで実施してきた質問紙調査やインタビュー調査の結果をもとに、「意欲と能力のある学生」に限定されていない、児童養護施設入所経験者の大学生活の実態（第3章第1節）と共に、「意欲と能力のある学生」の抱えるジレンマ（第3章第2節）について確認する。

3. 調査結果

3-1. 児童養護施設入所経験者の大学生活の実態

まず、西本（2016、2015cd）から、児童養護施設入所経験者の大学生活の実態を確認したい。筆者はこれまで、奨学金制度を設けて、児童養護施設入所経験者を積極的に受け入れてきた、私立X大学αキャンパスにて、質問紙調査、インタビュー調査を行ってきた。私立X大学は、複数の修学地を持つ4年制の地方小規模校であり、偏差値は30台である。約10年前から児童養護施設入所経験者を積極的に受け入れており、調査当時、私立X大学の奨学金制度を利用すれば、約100万円の学費で大学に4年間通うことができた。

質問紙調査は、2013年11月に実施した。全学生193名に質問紙を配布し、回収率71.5%だった。そのうち、児童養護施設への入所経験がある者（表では「入所経験有」と表記）は36名、入所経験のない者（表では「入所経験無」と表記）は102名だった。インタビュー調査は、2012年9月から2015年3月に

かけて、私立X大学αキャンパスに在籍する児童養護施設入所経験者17名（男性9名、女性8名）を対象に、半構造化形式で行った。

質問紙調査及びインタビュー調査では、経済状況、学習状況、人間関係、進路希望、出身児童養護施設との関わり等、幅広い内容を聞いている。ただし、先に確認したように、「子供の貧困対策に関する大綱」における支援は、金銭的支援や物的支援を中心に行われようとしている。そのため、本稿では、経済状況に焦点を絞って紹介する。

図表2は、大学生活を続ける上での困難を聞き、得られた回答を示したものである。なお、回答は「全くあてはまらない(=1)」から「とてもあてはまる(=4)」までの4段階であり、値が高いほど該当していることを示している。

	入所経験有	入所経験無	t値
学費の負担が大変である	3.08 (0.937)	2.71 (1.013)	1.920
生活費の負担が大変である	3.50 (0.609)	2.89 (0.979)	4.327 ***
経済的に大学に通い続けることが難しい	2.50 (0.910)	2.01 (0.768)	2.885 **
アルバイトと勉強の両立が大変である	3.03 (0.878)	1.84 (0.845)	7.156 ***
授業のレベルについていくのが大変である	1.83 (0.697)	2.00 (0.858)	-1.042
学生同士の人間関係が大変である	2.14 (1.018)	1.79 (0.875)	1.953
教員との人間関係が大変である	2.06 (0.791)	1.75 (0.821)	1.933
大学をやめたいと思うことがある	2.50 (1.082)	2.23 (1.121)	1.262
自分のやりたいことがみつからない	2.56 (1.027)	2.36 (1.054)	0.980

注：***は $p < 0.001$, **は $p < 0.01$, *は $p < 0.05$ 。括弧内の数字はSD。

図表2. 大学生活を続ける上での困難

この結果からは、特に金銭に関わる内容について「入所経験有」と「入所経験無」との間で統計的に有意な差が生じていることがわかる。具体的には、「生活費の負担が大変である」、「経済的に大学に通い続けることが難しい」、「アルバイトと勉強の両立が大変である」、の項目において、児童養護施設入所経験者の方がより困難を感じる傾向にある。学習や人間関係等、大学に進学した児童養護施設入所経験者が直面するだろうと想定される困難は多々あるものの、その中でも特に金銭に関わる内容について困難を感じていることが確認できる。

また、大学に進学した児童養護施設入所経験者の経済状況の厳しさは、次の調査結果からもうかがえる。「家庭からの仕送りのない者」約9割、「奨学金を

借りている者」約 9 割。一週間の平均アルバイト日数「週に 4～5 日している者」約 7 割、「週に 6 日以上している者」約 2 割。一週間の平均アルバイト時間「週に 20 時間以上 30 時間未満している者」約 3 割、「30 時間以上している者」約 1 割。そして、「授業料を滞納したことがある者」約 3 割という結果が得られた。大学に進学した児童養護施設入所経験者のほとんどが家族からの仕送りがなく、奨学金やアルバイトから、学費や生活費を捻出していることがわかる。

確かに、大学に進学した児童養護施設入所経験者の経済状況は厳しい。私立 X 大学の場合、奨学金制度はあるものの約 100 万円の学費は自分で用意しなければならない。日本学生支援機構等の奨学金を借りたとしても、アルバイトせずに生活することは難しく、結果として勉強との両立が困難になる可能性がある。このような状況を考えると、「子供の貧困対策に関する大綱」にあるように、金銭的支援や物的支援を行うことは不可欠だといえる。

しかし、だからといって金銭的支援や物的支援さえすればよい、という簡単な話でもなさそうだ。私立 X 大学に通う児童養護施設入所経験者のうち約 3 割は授業料を滞納したことがある。授業料を滞納したことの ある学生に、なぜ支払うことができなかつたのか聞いてみると、「遊びすぎ」や「ギャンブル」といった答えが返ってきた。

金銭面も、普段、自分の手に 1 万円札とか持つわけなかつたんですよ。高校でも。ほんとに。だから、何か、うわ、諭吉がいる、みたいな。あつたら、こう使ってしまうし、で、友達とも遊んだことなかつたから、ほんとに。厳しくて、5 時までには帰ってきなさい、とかだったから、もう、それがすっごいこう、やつとできるっていうのが、もうどんどん出てきちゃって。

—中略— そんなんだからもう、一気に、何か、歯止めが効かない自分がありました。

E さん (大学 2 年生、男性、2014 年調査、入所期間：5 歳～高 3)

先輩からギャンブルを教えてもらって、で、まあ、そんなのとかにはまってしまったりとかで、崩れたのはあるんですけど。たてなおし中ですね。

F さん (大学 3 年生、男性、2012 年調査、入所期間：中 2～高 3)

E さんは、児童養護施設での厳しい生活から解放されることでお金を使いすぎてしまった。また、F さんはギャンブルにはまってしまい、授業料にあてるはずのお金を使ってしまったという。この後、E さんは担当教員の指導を受け

て授業料の納入計画を立て、支払いを終えることができたが、Fさんは授業料を納入できないまま大学を除籍となっている。

ここからうかがえるのは、金銭的支援や物的支援と同時に、金銭管理を指導する必要があるということである。調査時の私立X大学の授業料は約100万円であり、単純に計算しても毎月約2万円貯金すれば支払える金額だった。また、彼・彼女たちの多くは月2万円の学生寮に住んでおり、生活費とあわせてもそれほど大きな支出を必要としていない。それでも約3割の学生が授業料を滞納したことがあるのだから、金銭管理に困難を抱えていると考えざるをえない。

本テーマセッションでは時間の都合上詳細を紹介できなかったが、こうした事例は、金銭管理のほかにも人間関係における困難、就職に対する不安といった側面等でもみられた(西本2016、2015de)。「子供の貧困対策に関する大綱」においては「意欲と能力のある学生」を対象とした、金銭的支援や物的支援の必要性が示された。しかしながら、大学に進学した児童養護施設入所経験者を対象とした調査を続ける中で見えてきたのは、「意欲と能力のある学生」に限定されない進学者の実態である。

「意欲と能力のある学生」、換言すれば、金銭的補助以外に何のサポートも必要としない学生ばかりが進学しているわけではない。複合的な課題を抱えた学生たちも進学し、周囲からのサポートを得ながらなんとか卒業している。彼・彼女たちの卒業を支えるのであれば、金銭的支援や物的支援以外の生活支援も不可欠となる。児童養護施設で育った子どもたちの大学進学機会を保障し、貧困の世代間連鎖を断つというのであれば、大学におけるソーシャルワーク的業務の在り方についても検討しなければならないだろう。

3-2. 「意欲と能力のある学生」の抱えるジレンマ⁽³⁾

前節では、大学に在籍している児童養護施設入所経験を対象とした調査の結果から、「子供の貧困対策に関する大綱」で想定されている大学進学者と実際の進学者との齟齬を指摘した。では、大綱にあるような「意欲と能力のある学生」であれば、児童養護施設退所後に「問題」のない生活を送れるのか。答えは否であろう。本節では、児童養護施設入所中から大学卒業にいたるまで「優

等生」として過ごしてきた A さんの語りを参照しながら、「意欲と能力のある学生」が抱えるジレンマについて検討したい。

A さんは、現在、障がい者支援施設で働く 20 代の男性である。小学校 6 年生から高校 3 年生までの期間、児童養護施設で生活していた。大学 3 年生(2012 年 8 月)、大学 4 年生(2014 年 3 月)の時にインタビューに応じていただき、その語りの一部は、本誌 21 号の「研究情報」(西本 2015a)として掲載されている。その後、就職してほぼ 3 年が経過した 2017 年 2 月に 3 度目のインタビューに協力してもらった。テーマセッションでは、3 度目のインタビューでの語りの一部を紹介したが、その内容を理解しやすくするため、ここでは西本(2015a)の内容を先に振り返っておきたい。

A さんは、もともと児童養護施設職員になりたいという夢を抱き、私立 X 大学に進学した。その夢を抱くようになったきっかけについて聞いたところ、①憧れの職員との出会い、②子どもの気持ちがわかる、③施設への恩返し、④施設職員による強化、の 4 点がポイントになっていることがうかがえた。具体的には次のとおりである。児童養護施設での生活の中で自分を担当している職員に憧れを抱くようになる。それと前後して、施設内の年下の子どもの世話をする経験をし、自分に向いている職として児童養護施設職員を認識するようになる。また、自分が児童養護施設職員になれば、育った施設への恩返しができるという利点を考える。そして、それらを理由に児童養護施設職員になりたいことを施設職員に伝えると、肯定的な返事が返ってくる。結果として、児童養護施設職員になるという夢を持つようになったというのである。

児童養護施設職員になりたいという思いを何が支えているのか聞いた際、A さんは、「支えるもの、無いですね」といいながらも、「なりたいてって言った時に、先生たちが喜んでくれたから、自分になったら喜んでくれるんだ、と思って。」と答えてくれた。周囲の大人の期待を内面化しながら、「児童養護施設職員になる」という夢を抱いていることがわかる。

また、A さんは、生活してきた児童養護施設の中ではもちろん、進学した高校や大学においても成績が良かった。児童養護施設で過ごす子どもたちの低学力は問題とされることが多い。そうした中、なぜ勉強し続けることができたのか聞いてみると、施設職員からの期待と同級生との競争が理由として挙げられ

ると答えてくれた。児童養護施設職員になるという夢に向かって、勉強を続け、大学に進学した。Aさんは、まさしく「子供の貧困対策に関する大綱」において想定されているような「意欲と能力のある学生」ということができるだろう。

さて、このAさんは大学卒業後にどのように生活しているのか。本人の話から判断する限り、「極めて順調」に社会人生活を送っているようだった。上司や施設利用者からの信頼も厚く、やる気を持って日々の仕事に取り組んでいる。しかしながら、「相談できない」という、大学在籍中からの課題を相変わらず抱えているという。では、なぜAさんは相談することが難しいのか。在学当時、周囲の人に相談することができなかった理由を聞くと、「一人でやれるもんねっていう評価がほしかった」と語ってくれた。

Aさん ある程度、一人でやれるもんねっていう評価が欲しかった、じゃないかなって思いますが、ありながら、悩み事はやっぱあったから、言えばいいんですけど、なかなか言えず、風船で言ったら、破裂寸前のとこになってやっと言いに行くみたいな。そんなときにはちょっと涙ぼろぼろ流しちゃったりとか、ていうことを何回も繰り返しましたね。

誰かに相談すると、「一人でできていない」という評価をされてしまう。これは、「自立していない」と評価されてしまうことへの懸念といい換えることができるだろう。「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」（厚生労働省 2007）において、「社会的養護の最終的目標は子どもが自立して社会人として責任をもって人生を送ることができるようになることである。そのためには、社会的養護の元で支援を受けた子どもたちができるだけ円滑に社会へ巣立つことができるよう、里親や施設等の社会的児童養護を担う者は、子どもを養護している全期間を通じて、子どもが社会性を獲得し、自立することを念頭に置いて、適切な支援を提供していくことが必要である」とその重要性が記載されている。社会的養護の最終的な目標は子どもたちの「自立」である。その「自立」を「他人に迷惑をかけないこと」と同義に捉えた場合、「相談できない」という悩みが生じる。相談したい、けれども「自立していない」という評価をされたくないから相談できない。Aさんは、「優等生」ゆえのジレンマを抱えているようにみえる。

この A さんのジレンマを解釈するにあたって、中西（2012）の指摘が参考になる。「支援のステージにいるあいだは社会から排除されており、皮肉なことに、自立できるよう支援する過程は、支援が成功したと認められるまで、この排除をつらぬいてゆく。「自立せよ」という要求が向けられる場が「まだ自立していないお前」という排除の宣告を同時に行ってしまうダブルバインドである。そんな枠のなかでは生きたくないという意思表示が支援の拒絶となって現れることもまた当然といえよう」（中西 2012、p.68）。支援されている間は社会から排除された者である。排除されたくなければ、支援されるという行為を拒否するほかはない。A さんが相談しないのは、「自立」という目標を達成したいためであり、また、「排除／包摂」という枠組みそのものを拒否しているためだとも解釈できる。

もうひとつ、「意欲と能力のある学生」である A さんについて、ジレンマとは別の論点をテーマセッションでは提起した。そのことについてもあわせて報告しておきたい。A さんにとっての包摂とは何なのか、という点である。これまでみてきたように、A さんの生き方は、他者からの承認を求める生き方でもある。児童養護施設職員が喜んでくれるから施設職員を目指し、期待を背負って勉強を続けてきた。確かに、児童養護施設で生活する間はそれが A さんの原動力になったのだろう。また、大学進学後は大学教職員がその役割を一部代替し、A さんを支えていたようだ。しかし、大学卒業後はそうした「支援」や「教育」を職業とする評価者が身近にいるわけではない。その点が気にかかり、A さんに聞いてみると、「上司に承認されたい」という返事がかえってきた。

* 優等生の話ずっとして、—中略— やっぱり承認でもあるよね、その大人からのほめられるっていう。そのかたちで卒業した場合っていうのは、また、例えば、上司からほめられるみたいなのになるわけ？何か自分の中で対象が変わったりとか、どういう生き方になるんだろうと思って。

A さん 今言われたように、上司に承認されたいって思いは強いですね。簡単には称賛の言葉をかけない人なんですけど、でも、かけすぎもよくないなって、も思いますね。本当に頑張って頑張って、節目で、本当におつかれさんって言われたら、すごく自分もずっと心が晴れるときもあります。

「優等生」として生きてきた A さんは、社会人になった後は、上司から承認されることでそのアイデンティティを維持している、と解釈することができる。

職場での承認によってアイデンティティを維持するのは、なにも児童養護施設入所経験者に限ったことではない。ただし、家族にその役割を期待しにくい児童養護施設入所経験者にとって、相対的に「職場での承認」が持つ意味は大きいと推察される。

2012年以降、先述のようなAさんの話を聞き続けている中でこの発言を聞くと、Aさんが包摂される先の社会のことを思わずにはいられなかった。ヤングは『後期近代の眩暈: 排除から過剰包摂へ』の中で次のように述べている。「リベラル派にとってかれらは、援助され、操作され、教育と仕事の訓練を通じて順応させなければならない他者である。ここには包摂の政治があるものの、しかしそれは退屈な仕事とわずかな報酬、ほぼ自明視されている現状の不平等構造というシステムへの包摂なのである」(ヤング 2008、p.27)。

「子供の貧困対策に関する大綱」にあるような「意欲と能力のある学生」として、Aさんは勉強を続け、大学に進学し、就職した。そのAさんはどんな社会に包摂されたというのだろうか。「学校でよい成績を修め、いい会社に勤め、幸せな家庭生活を送る」という戦後の日本を支えてきたストーリーは崩壊したとされる(本田 2014 ほか)。終身雇用・年功序列の賃金体系の中で、「頑張れば幸せになる」という価値観が通用した社会とは異なる社会を我々は生きている。包摂される先の社会が変化する中、高学歴を獲得することで排除から包摂へ、という伝統的な包摂モデルは変化せずに残っている。そのことが内包する限界についてもまた自覚的でなければならないだろう。

4. おわりに

本稿は、児童養護施設入所経験者の大学進学を事例として、「子どもと社会的養護」をめぐる諸相の一端を明らかにすることを目的に、問題の枠組み(第2章)として、児童養護施設で育った子どもたちの高校進学率・大学等進学率の推移(第2章第1節)、「子供の貧困対策に関する大綱」での語られ方(第2章第2節)を確認した後、調査結果(第3章)を紹介してきた。それらを通して得られた知見を整理すると、大きく次の二点となる。

第一に、「子供の貧困対策に関する大綱」においては「意欲と能力のある学生」

を対象とした、金銭的支援や物的支援の必要性が示されているが、実際に大学に進学している児童養護施設入所経験者は、「意欲と能力のある学生」に限定されていない。彼・彼女たちの卒業を支えるのであれば、金銭的支援や物的支援以外の生活支援も不可欠となる。第二に、「意欲と能力のある学生」ゆえに抱えるジレンマもある。また、「意欲と能力のある学生」として生きたところで、「現状の不平等構造というシステム」へ包摂される、という見方も可能である。高学歴を獲得することで排除から包摂へ、という伝統的な包摂モデルの限界についても自覚的であるべきだろう。

さて、これらのまとめを頭の片隅において、当初の目的、「教育学の立場から、社会的養護について言及する」に立ち返ってみたい。冒頭でも述べた通り、本稿では教育学領域における社会的養護を扱った研究を網羅できておらず、児童養護施設入所経験者の大学進学に焦点を絞って検討している。そのため、いささか乱暴な行為ともいえるが、それを承知で言及すれば、教育機会の獲得に過重な期待が寄せられているということになるだろう。

家族福祉と企業福祉を基盤とした日本型生活保障システムが崩壊した現在、周辺化されがちな人々の包摂を目指す中で、＜教育＞が拡散している（仁平 2014）。しかしながら、人的資本形成空間が拡大するのであれば、同時にそこからの自律を保障する社会権も随伴して広げなくてはならない（仁平、前掲書）。

児童養護施設で育った子どもたちは、退所後の生活保障の手段として教育機会の獲得を求められる。けれども、社会的に不利な環境に置かれた彼・彼女たちにとって、「意欲と能力のある学生」となり高学歴を獲得するのは容易なことではない。加えて、「意欲と能力のある学生」になればすべての問題が解決するというわけでもない。「子供の貧困対策に関する大綱」において、「貧困の世代間連鎖の解消」や「積極的な人材育成」の一手段として、高等教育機会の獲得が記載されるのであれば、これまで以上に、そのストーリーを生きない、生きられない子どもたちについても注視されなければならないだろう。「意欲と能力のある学生」にならなくても生きていける。その権利が保障されることも同時に求められている。

以上、大学に進学した児童養護施設入所経験者を対象とした筆者の調査結果を引用しながら、教育学の立場から若干の考察を行った。繰り返しになるが、「教

育学の立場から」とするには本稿が扱った内容は偏っている。本タイトルにふさわしい報告ができるよう、引き続き調査分析を進めたい。

注

- (1) 1961～1993年の値は Goodman (訳書、2007)、2005年の値は全国児童養護施設協議会調査研究部 (2006)、2010～2014年の値は厚生労働省 (2017) を参照している。Goodman (訳書、2007) の値は全日制高校と専門学校に進学した者の合計、全国児童養護施設協議会調査研究部 (2006) の値は、高等学校、盲・聾・養護学校高等部、高等専門学校に進学した者の合計、厚生労働省 (2017) は高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校に進学した者の合計を示している。なお、全国児童養護施設協議会調査研究部 (2006) では、全国 557 施設を対象とした調査の結果、408 施設から回答が得られている。
- (2) 大綱は、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的とし、教育のほかにも生活、保護者の就労、経済的支援、調査研究等を行う。
- (3) 「3-2 「意欲と能力のある学生」の抱えるジレンマ」の内容は、西本 2018 で詳述する予定である。

参考文献

- Goodman, R. 2000 Children of The Japanese State The Changing Role of Child Protection Institutions in Contemporary Japan: Oxford University Press (津崎哲雄訳 2007 『日本の児童養護』明石書店)
- 本田由紀 2014 『社会を結びなおす』岩波書店
- 伊部恭子 1995 「養護施設における「進路指導」の史的展開」『東洋大学大学院紀要』第 31 集、pp.173-185
- 厚生労働省 2017 「社会的養護の現状について 平成 29 年 12 月版」<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000187952.pdf> (2018/2/4)
- 厚生労働省 2007 「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会 中間とりまとめ」http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/13.pdf (2017/9/1)
- 中西新太郎 2012 「子ども・若者の困難を克服する支援とは」『特集 困難を有する子どもの支援を問いかける (中央評論 NO.279)』pp.61-68
- 仁平典宏 2014 「再生産レジームと教育の位置」広田照幸・宮寺晃夫編『教育システムと社会』世織書房、pp.103-126
- 西本佳代 2018 「(仮)「支援すること」を考える一児童養護施設で育った子どもの自立を事例として一」加野芳正・榮玲子編『(仮)続・看護の人間学』世織書房 (刊行予定)
- 西本佳代 2016 「大学に進学した児童養護施設入所経験者の実態と支援」『大学教育学会誌』第 38 号第 1 巻、pp.118-126
- 西本佳代 2015a 「児童養護施設入所経験者の大学生活」『子ども社会研究』(21)、pp.203-219
- 西本佳代 2015b 「児童養護施設入所経験者の大学卒業を支えたもの」『教育学研究紀要』61 (2)、pp.632-637
- 西本佳代 2015c 「大学に進学した児童養護施設退所者の学習面での困難」『児童養護施設退所者の大学進学に関する実証的研究』(平成 25—26 年度科学研究費助成事業 (若手 B) 成果報告書)、

pp.13-21

西本佳代 2015d 「大学に進学した児童養護施設退所者の経済面での困難」『児童養護施設退所者の大学進学に関する実証的研究』（平成 25—26 年度科学研究費助成事業（若手 B）成果報告書）、pp.22-30

西本佳代 2015e 「大学に進学した児童養護施設退所者の進路選択」『児童養護施設退所者の大学進学に関する実証的研究』（平成 25—26 年度科学研究費助成事業（若手 B）成果報告書）、pp.31-40

西本佳代 2014 「児童養護施設退所者からみたアフターケア：大学進学者に着目して」『教育学研究紀要』60 (2)、p.547-552

小川利夫・村岡末広・長谷川真人・高橋正教 1983 『ぼくたちの 15 歳—養護施設児童の高校進学問題』ミネルヴァ書房

全国児童養護施設協議会調査研究部 2006 『児童養護施設における子どもたちの自立支援の充実に向けて - 平成 17 年度児童養護施設入所児童の進路に関する調査報告書』

Young, J. 2007 *The Vertigo of Late Modernity*. Sage Publication. (木下ちがや・中村好孝・丸山真央訳 2008 『後期近代の眩暈：排除から過剰包摂へ』青土社)

本報告は、平成 27—29 年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金若手（B）課題番号（15K17391）「大学に進学した児童養護施設入所経験者の自立に関する研究」）の研究成果の一部である。